

平成25年6月定例会

# 河合町議会会議録

平成25年6月11日 開会

河合町議会

## 平成25年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（6月11日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	7
○議案第27号の質疑、討論、採決.....	12
○議案第28号の質疑、討論、採決.....	13
○議案第29号の質疑、討論、採決.....	14
○議案第30号の質疑、討論、採決.....	14
○承認第4号の質疑、討論、採決.....	15
○承認第5号の質疑、討論、採決.....	18
○議案第26号、議案第31号から議案第35号までの委員会付託.....	22
○散会の宣告.....	23
○署名議員.....	23

河合町告示第12号

平成25年第2回（6月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年6月4日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成25年6月11日

2 場 所 河合町議会議場

平成25年第2回（6月）両河町議会定例会会議録

議 程（第1号）

平成25年6月11日（火）午前10時00分開会

出席議員 1 議長 佐々木 誠

出席議員 2 議員 佐々木 誠

出席議員 3 議員 佐々木 誠

出席議員 4 議員 佐々木 誠

出席議員 5 議員 佐々木 誠

出席議員 6 議員 佐々木 誠

出席議員 7 議員 佐々木 誠

（第1号）

議案第28号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第29号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第30号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第31号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第32号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第33号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第34号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第35号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第36号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

議案第37号 両河町役所庁舎に関する条例の一部を改正について

本日の会議に付した事件

議案第28号から議案第37号まで議事5程に同じ

出席議員（13名）

議長 佐々木 誠

議員 佐々木 誠

## 平成25年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成25年6月11日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第27号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第28号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第29号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正について
- 日程第 6 議案第30号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度河合町生活資金等貸付事業特別会計補正予算)
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 9 議案第26号 平成25年度河合町一般会計予補正予算について
- 日程第10 議案第31号 第三セクター等改革推進債の起債許可申請について
- 日程第11 議案第32号 河合町土地開発公社の解散について
- 日程第12 議案第33号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について
- 日程第13 議案第34号 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議  
について
- 日程第14 議案第35号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番 馬場 千恵子

2番 杵本 光清

3番 吉村 幸訓

4番 岡田 康則

5番 森 尾 和 正	6番 池 原 真智子
7番 西 村 潔	8番 疋 田 俊 文
9番 谷 本 昌 弘	10番 中 尾 伊佐男
11番 岡 井 誠 也	12番 辻 井 賢 治
13番 弓 戸 猛	

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 岡 井 康 徳	副 町 長 藤 岡 和 成
教 育 長 竹 林 信 也	総 務 部 長 竹 田 裕 昭
福 祉 部 長 中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 長 梅 本 英 則
ま ち づ く り 推 進 部 長 東 正 次	教 育 部 長 井 筒 匠
総 務 部 次 長 澤 井 昭 仁	総 務 部 次 長 福 井 敏 夫
ま ち づ く り 推 進 部 次 長 堀 内 伸 浩	総 務 課 長 木 村 光 弘
税 務 課 長 岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長 森 嶋 雅 也
住 民 福 祉 課 長 大 西 孝 幸	福 祉 政 策 課 長 杉 本 正 範
社 会 福 祉 協 議 会 課 長 上 村 豊	保 健 ス ポ ー ツ 課 長 門 口 光 男
住 民 生 活 課 長 西 浦 清 繁	環 境 衛 生 課 長 大 平 謙 治
都 市 整 備 課 長 中 山 雅 史	地 域 活 性 課 長 山 本 孝 典
上 下 水 道 課 長 石 田 英 毅	教 育 総 務 課 長 御 興 善 弘
生 涯 学 習 課 長 上 村 欣 也	

---

会議に従事した事務局職員

局 長 増 田 善 紀	主 事 堀 内 一 憲
-------------	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、告示第12号をもって平成25年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成25年第2回定例会は成立しましたので開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長のあいさつ

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、議会を招集いたしましたところ、全員元気にお集まりをいただきまして大変ご苦労様でございます。

本議会におきましては、議案第26号から議案第35号の10議案と承認第4号と5号の2承認、報告第3号から5号までの3報告、計15案件を上程させていただいております。

今議会におきましても、重要案件が多数入っております。皆様方に慎重なるご審議賜り、ご決定をいただきますことをまずお願い申し上げたいと思います。

なお、台風が近づきつつございます。今、渇水状況でございますけれども、一度に集中しますとまた新たな災害等々が考えられます。ぜひ、皆様方にもご協力賜りまして、災害が発生しないように住民の命を守るためにも、皆様方のご協力、ぜひともお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、1番、馬場千恵子議員、2番、杵本光清議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2 会期の決定を議題とします。

6月4日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より会期等について報告願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾委員長。

○5番（森尾和正） さる6月4日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日6月11日より6月19日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案26号から第32号までの7議案、承認第4号と第5号の2承認を本日一括上程し、逐条審議いたします。報告第3号から第5号の3報告については、最終日に上程し審議いたします。

また、追加議案がありましたので、議案第33号から35号までの3議案も本日一括上程し、逐条審議いたします。

なお、一般質問5名につきましては、6月18日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ござ



いませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日11日より19日までの9日間と決定します。

---

#### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(谷本昌弘) それでは、理事者の方より議案第26号から第35号までの10議案、承認第4号、第5号の2承認、報告第3号から第5号の3報告について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(藤岡和成) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長(藤岡和成) それでは第2回定例議会に提出いたしました議案10件(うち追加議案3件)、承認2件、報告3件、合計15案件について、順次ご説明申し上げます。

議案第26号 平成25年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ28億6,714万6,000円を追加し、予算総額を87億6,714万6,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、第三セクター等改革推進債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を32億9,500万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明をいたします。10ページをお開き願います。

今回の補正の内、人件費につきましては4月1日付人事異動に伴う予算の組み替えと退職による減額などがございます。

次に人件費以外についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費の財産管理費で、土地開発公社解散に伴う補償金28億6,590万円の増額となっております。

次に12ページ。財政調整基金費の積立金2,017万6,000円の増額につきましては、財源調整による増額となっております。

次に24ページをお開き願います。9款教育費、3項中学校費の中学校教育振興費で道徳教育推進事業費として25万円の増額、地域とともにある学校づくり推進事業として99万6,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

13款国庫支出金、3項国庫委託金99万6,000円の増額。

14款県支出金、3項県委託金25万円の増額。

20款町債、1項町債28億6,590万円の増額となっております。

以上、歳入歳出28億6,714万6,000円の増額補正となっております。

議案第27号 河合町税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正いたします内容をご説明いたします。

第4条第1項の改正につきましては、河合町行政手続条例の適用除外の改正で、町税に関する処分について、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保から、理由附記を実施するものでございます。

第34条の7第2項及び附則第7条の4の改正につきましては、個人町民税の寄附金税額控除の改正で、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度まで特例控除額の算定に用いる所得税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算するものでございます。

附則第3条の2第1項から附則第4条第1項までの改正は、延滞金の割合等の特例を改正するものです。延滞金は、納期限の1ヶ月間は年7.3%、1ヶ月経過後は年14.6%と定められています。納期限の1ヶ月間は日本銀行が定めた利率に年4%を加算した特例基準割合を適用していますが、市中金利が低下していることなどを踏まえ、延滞金の利率の引下げを行うものでございます。

改正後の特例基準割合は、告示される国内銀行の貸出約定平均金利に年1%を加算した割合とし、納期限後の1ヶ月間は特例基準割合に年1%を加算するもので、また1ヶ月経過後の年14.6%の割合につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものでございます。

附則第7条の3の2第1項の改正につきましては、住宅ローン控除の改正で、適用期間を居住年が平成29年まで4年間延長するものでございます。

附則第22条の2の改正につきましては、東日本大震災により、居住用家屋が滅失したことによって、居住できなくなった家屋の敷地の譲渡期限の特例適用について、その根拠となる租税特別措置法に基づく譲渡期限3年を震災特例法の規定を引用して、7年延長する読替え規定の明確化を図ることに加え、その家屋の所有者が死亡した後に、同居していた相続人が敷地を譲渡した場合にも特例の対象とするものでございます。

この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

議案第28号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正いたします内容は、国民健康保険税条例において引用しております地方税法の条項の読み替えによる改正でございます。

この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

議案第29号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改正するものでございます。

改正内容につきましては、河合町税条例の一部改正でご説明いたしました、延滞金の割合等の特例の改正内容と同じでございます。

この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

議案第30号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、介護保険料に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改正するものでございます。

改正内容につきましては、河合町税条例の一部改正でご説明いたしました、延滞金の割合等の特例の改正内容と同じでございます。

この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

議案第31号 第三セクター等改革推進債の起債許可申請についてでございます。

このことにつきましては地方財政法第33条の5の7第1項第3号に規定する地方債について、奈良県知事に許可を申請するにあたり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

「起債の目的」河合町土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるため。

「起債の限度額」28億6,590万円。

「起債の方法」普通貸借又は証券発行。

「起債の利率」年8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

「償還の方法」30年以内償還とする。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第32号 河合町土地開発公社の解散についてでございます。

このことにつきましては、河合町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

河合町土地開発公社は、昭和48年に設立され、用地先行取得の担い手として、まちづくりに大きな役割を果たしてきましたが、地価が下げ止まっている現況下においては土地開発公社による先行取得の必要性は低下しており、また、長期保有地に係る借入金が増大し経営状況が悪化しています。

このような状況の中、第三セクター等改革推進債を活用し、公社の清算に係る費用を確定させることで将来的な費用の増大などの危機を回避するために解散するものでございます。

なお、河合町土地開発公社の解散につきましては、去る5月24日に開催されました、河合町土地開発公社理事会で同意されておりますことを申し添えます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ449万8,000円を追加し、予算の総額を469万8,000円とするものでございます。

専決処分いたしました内容は、この会計の平成24年度決算をいたしました結果、469万8,000円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成25年度予算より、繰上充用金

で補填するものでございます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ307万2,000円を追加し、予算の総額を4,707万2,000円とするものでございます。

専決処分いたしました内容は、この会計の平成24年度決算をいたしました結果、307万2,000円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成25年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

報告第3号 平成24年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

内容は3月定例議会において承認いただきました、合計4事業・予算総額2億5,555万3,000円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第4号 平成24年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

内容は3月定例議会において承認いただきました、合計1事業・予算総額1,124万1,000円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第5号 平成24年度河合町土地開発公社決算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

10ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収支については、収入7,505万8,716円に対し、支出6,444万3,299円、差引1,061万5,417円となっており、これらの収支を4ページ

の損益計算書で表示しており、1,061万5,417円の純利益となっております。

次に、資本的収入及び支出の収支については、収入41億9,070万円に対し、支出42億70万円で差し引き1,000万円のマイナスとなっておりますが、不足する額1,000万円につきましては、内部留保資金で補填しております。

なお、報告第5号につきましては、去る5月24日に開催されました、河合町土地開発公社理事会で承認されておりますことを申し添えます。

続きまして、本日、追加議案として提出いたしました3議案について、順次ご説明申し上げます。

議案第33号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議についてでございます。

このことにつきましては、「南海トラフ巨大地震、豪雨災害など複雑多様化する災害や、救急業務の増加などに効率的に対応するため、県内37市町村の消防事務を共同処理する奈良県広域消防組合を設立することにつきまして、構成市町村と協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第34号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議についてでございます。

このことにつきましては、西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合の解散に関する協議について、構成町と協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第35号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございます。

このことにつきましては、西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、構成町と協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、15案件を提出いたしますので、よろしく願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3 議案第27号 河合町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第27号 河合町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第4 議案第28号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第28号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決

されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第5 議案第29号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第29号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第6 議案第30号 河合町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。



討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

(賛成者举手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第30号 河合町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○1番(馬場千恵子) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 毎回のことで申し訳ないんですけども、この事業に対する回収の見込みと回収に関する、するための計画というのはどのように立てられているのか。またそれはいつ終了ということになっているのかということをお聞きしたいのと、この一年間でどれだけの方が返済されてるのか。また、不納欠損に至った人数とその理由について教えていただきたいと思います。

○住民生活課長(西浦清繁) 議長。

○議長(谷本昌弘) 住民生活課長。

○住民生活課長(西浦清繁) 会計のするための経過なんですけども、昭和49年から平成5年までの分で滞納の内訳ということで、借受人については死亡者・行方不明者は18人で滞納額は237万2,000円。生活困窮者・高齢者は15人で滞納額は199万5,500円。転出者は2で滞納額は33万円と確認しております。また死亡者・行方不明者・生活困窮者・高齢者については回

収不納と考えております。以上のことから、このまま特別会計を存続しても効果がないものと思われまますので、死亡者・行方不明者18名分を滞納額237万2,000円については不納欠損額として処分して、一般会計から補てんし、残りの債権を一般会計に繰り入れて雑入とする措置を、関係各課を通じて協議をしたいと思っております。そして、24年度の回収件数は1件で1万円になっております。

以上でございます。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この事業が終わってから、かなり経っていますので、今後回収できる見込みというのはそんなにないと思われまます。それに加えて、転出された方とか高齢者とか生活困窮者の方については、転出された方の行先とかも含めてきっちりしていただきたいのと、高齢者・生活困窮者については生活支援も含めてしていかなければならない状態だと思いますので、そういうことも進めてもらいながら、この事業そのものについていつまでに終わるのかと、先ほど答えていただけていないと思うんですけれども、昨年については1件で1万円ということですので、残りの分については返していただける見込みがあるのかということについてもご返答いただけていないと思うんですけれども、困窮者については不損できないと答えていただきましたけれども、それについても生活支援も含めて援助していかなければならないと思うんですけれども、そういった状態だと思います。それで、この事業をあいまいにしてしまうのではないかという気がするんですけれども、最終的にどういうふうに持っていくのか、今後の見通しをきっちり教えていただきたいと思われまます。

○住民生活部長（梅本英則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 住民生活部長。

○住民生活部長（梅本英則） ただいま議員ご質問のとおり、生活資金貸付事業につきまして、現在滞ってる方のいろいろ個人的な状況、調べてまいりますと、先ほど課長答弁させていただきまましたように、滞納の方の約半数が死亡・行方不明、残りの方につきましても生活困窮者の方、けっこう高齢な方、それから当然生活保護の受給者の方、いろいろ個人的な状況を精査しておりまして、これからにつきましては、議員ご質問のとおり、この事業に対する検証を行いました上で、今後の方向性について検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 今回の答弁がちょっとになってないと思うんです。私の聞いているのはこの補正の収入の補正額の中身を聞いている。どういうこの金額が上がってるのかどうか。というのは、25年度に収入があるというのが前提で充用金使ってるということですけどね。これもしなかったら充用できませんよね。あるという前提ですよ。そうすると、いつの時点でこれ補正しなければいけないのか、これは法律の規定であるわけですけども、どうして、例えば充用金に相当するものをそのまま上げてるといことなのかどうかですね。そうすると、当然収入というのは前借やから、毎月上がってくるかどうかわかりません。勘定によってはね。補正の前年度充用金を要するに補正する、消すためのこの金額をただ単にあげてるとい意味なのかどうかなんです。そこのところについて説明をお願いしたいとお思います。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） すいません。

前年度決算の中で収入未済額というのが出ております。これにつきましては、当然債権、本来入るべき金を調定額として残しているところがございます。それが入ってこないために、毎年度赤字決算となり、繰上充用しているところがございますので、469万8,000というのは、実際、その債権部分を予算計上しているところがございます。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算）は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この件について専決処分というふうにされてますけれども、厚生常任委員会のほうに付託されずにどうして専決となったのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 議長。

○議長（谷本昌弘） 社会福祉協議会課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 平成24年度介護保険特別会計の介護サービス勘定にかかる歳入予算に対して、町のデイサービスセンターのデイサービス利用者数の減少並びに介護保険制度の改正による介護保険報酬額の減額により、その差額にマイナスが生じ平成25年度の補てん金として繰上充用が必要となったわけです。歳入につきましては、通所介護収入については、通常2ヶ月期間を要しまして、その間2ヶ月要するというので専決処分といたしました。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 先ほどの充用金の話と関連にてくるんですけども、この専決の対象になるかどうかの判断は町長のほうでされると思うんですけども、この地方自治法の施行令166条にそういうふうにやってくださいよと、我々民間企業の経験者から言うと、非常に法律で守られてるといふか、法律自体がおかしいと思うんです。もし、この2ヶ月の間に議会に求めるということなんですけど、要するに決算ができない。2ヶ月経ってみないとわからないと。本来、これは民間であれば仮払いと言いますかね、仮に後にするわけですよ。お金

どないするんや言うたら、4月以降に払うということなんですよね。そういう制度そのものに私はずっと疑問を持ってるんですけども、例えば、この特別勘定の補正の中身について言いますとね、先ほどにも関連してくるけど、307万2,000円がこれサービス収入上がってくるという前提ですよ。ところが、上がってくるのはもっと上がってきますよね。そうすると、なぜこの補正後の額にプラス、こんなことするのやっていう話になるわけですよ。というのは、当然これ水ぶくれになってるわけですよ、収入が。そうすると、充用金を補正するための、ようするに決算上の手続きと言いますか、25年度やらないけないということで、こういうの上がってるとしたらね、実態に合っていないんじゃないか。要するに、予算とはいったい何かとか、補正とはいったい何かということが問われるんじゃないかということをおもいます。法律で決まってるからそうだとしか答弁ができないと思いますけど、実質的な中身の問題になってきた時に、あたかもこれはサービス料が増えてるということになりますね。補正上げるということは増えるという前提で上げるという感覚を持つわけですよ。ところが、実際はそうでないと。このことについては、行政どう考えているのか答弁をお願いします。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） まず、役場の会計というのが、先ほども言いましたように単年度会計ということでございます。単年度会計と言いますと、3月31日をもって終わります。ただ、支払・収入のタイムラグを宇理め合わせるために、5月末までを出納整理期間と位置づけ、5月末で前年度の歳入歳出が確定し、今の時点でしたら、赤字額が確定するわけでございます。議員おっしゃいますように、当然繰上充用でも法律上そういうふうにはせざるを得ん内容でございます。その時期につきましては、決算が確定した時点で行うということになっておりますので、5月31日付の専決処分となっているところでございます。

次に、25年度の収入の増額した理由でございますけども、議員おっしゃるように、制度上翌年度の収入をもって繰上充用金を計上するという制度になっておりますので、いたしかたのないところでございます。ただ、25年度におきまして歳入の確保というのには今以上に頑張るところでございます。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、西村議員。

○7番（西村 潔） 仮定の話で申し訳ないですけど、これもし収入がまったくなかった時

に繰上充用金の処理はどうなるのかですね。論理的に考えられると思うんですけどね。ようするに、翌年の収入があるからということですけども、もしこれなかったらどうなるか。例えば、先ほどの分もそうですよね、消費者の借入ね。これはサービス事業やから確かに収入は確保されると思いますけど、その額が充用金が多い場合にね、なかったという場合もこの充用金をもう一回補正しなといけないことになりますよね。そういうことはなかったと思いますが、そうするとまたこれ25年度に繰り入れ、収入が膨れてるわけですからね、実際はないのにあげてるってかたちでまた同じようなことが起こると。そういう物の考え方で決算は公的に会計はいいのかどうかというのが、非常に私は疑問に思うんですけどね。だから借入するとか、仮払いするとかキャッシュですればいいじゃないですか。それができないというのは、公的制度の課題だと思うんですけどもね。そうするとそういういろんな問題出てきた時に、これもし収入足りなかったらもう一回充用金で25年度も上げてしまうと、その繰返し行うということになりかねないんですけど、その時に予算をちゃんとすればいいですよ。予算の立て方と決算が食い違ってるわけですね。だからそういうことが起こってくるわけです。毎年、毎年、やってることですからね。その辺のところについて行政のプロやから、きっちりするべきだと思うんですけどいかがでしょうか。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） 繰上充用の制度自体につきましては、地方自治法で規定されておりますので、こういう方法を取らざるを得ない。議員おっしゃるように、例えば翌年度に繰上充用金、それに伴う歳入が見つからない場合というのは、現時点では一般会計なり、他の会計からその分を補てんするという方法もあります。ただ、いろんな方法を検討した上で、その補てんというのは必要最小限に止めなければならないところではございます。何遍も言いますように、制度上こういう方法を取らざるを得ないということだけご了承願いたいと思います。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） この307万2,000円が減額された理由として、先ほどデイサービスの利用者が減ったことによるということだったんですけども、どれぐらいの人数が減って、今現在利用者さんはどれくらいおられるのか、教えてください。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 社会福祉協議会課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 具体的な内容としましては、平成23年度のデイサービス利用者数は5,426回、一日平均すると約17人に対して、平成24年度においては年間利用者数は4140回、一日平均にすると13.2人となり、トータル1,286回の利用回数減となっております。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 池原議員。

○6番（池原真智子） たくさんの人が利用されるのが一番、町の社協がやっているデイサービスということで安心して来られてると思うんですけども、割に減ってるので何か原因というのを社協として考えておられるのかどうかと、増やしていくための手立てを考えておられるのかどうか、その点について教えて下さい。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 議員の質問につきましてお答えさせていただきます。

このデイサービスにつきましては、いろんな要因がございます。例えば、同じ人数でありましても介護度によって単価も違う。そのような中で、利用者の方の動向、利用状況等につきましては現在調査もしております。その中で、利用者が減っている事情につきましてもいろいろ検討しております。今後のデイサービスのあり方につきましては、現在社会福祉協議会課の中で検討しているところでございます。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） サービスそのものについての質問をしたいんですけど。去年の4月から7時間、9時間に延長あって、逆に延長すれば収入が増えるんですが人件費も増えると。デイサービスではね、かえってそれで人件費の圧迫で赤字になってるということもあるわけですね。そういう点について河合町のデイサービスの収支ですね。人が増える、減るというだけじゃなくて、今言ったように時間延長で増えるけど、人件費も増えるというその辺の収支についてのお考えを、河合町の今のマネジメントについてはどのように、分析しているのか

説明をお願いしたい。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（谷本昌弘） 福祉部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今、議員おっしゃったように昨年の法改正に基づきまして、利用時間等に基づきます単価の改正がございました。河合町につきましては、その中で検討したんですけども、通常通りの7時間の運営ということで報酬単価は8時間から比べますと落ちております。これにつきましてはいろいろ検討しました。時間延ばすことによって、例えば利用者の方の割負担を若干ではございますけども上がるというようなことも考えまして、今まで通りの7時間で継続していただき運用していくという方向で決定いたしました。

以上です。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算）は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第26号と議案第31号から議案第35号までの委員会付託

○議長（池原真智子） 日程第9 議案第26号、日程第10 議案第31号、日程第11 議案第32号、日程第12 議案第33号、日程第13 議案第34号、日程第14 議案第35号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）



○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第26号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号を総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前 時 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

谷本昌弘

署 名 議 員

馬場千恵子

署 名 議 員

秋本光清